

秦野市伊勢原市環境衛生組合施設整備基金の設置、管理及び処分
に関する条例

(昭和50年3月29日 条例第1号)

改正 昭和50年3月29日 条例第3号

(設置の目的)

第1条 施設の整備に充当するため、秦野市伊勢原市環境衛生組合施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積立てる額は、予算の定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、秦野市伊勢原市環境衛生組合会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 組合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 設置の目的のため必要を生じた場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について、必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和50年3月29日から施行する。

附 則(昭和50年3月29日条例第3号)

この条例は、秦野市伊勢原市環境衛生組合規約を施行する日から施行する。